

奈良県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十三号

奈良県立美術館管理規則の一部を改正する規則

奈良県立美術館管理規則（昭和四十八年二月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項及び第六条中「館長」を「副館長」に改める。

第七条中「き損し」を「毀損し」に、「館長」を「副館長」に改める。

第八条中「館長」を「副館長」に改める。

第九条第一項中「館長」を「副館長」に改め、同条第二項中「館長は」を「副館長は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号及び同条第三項ただし書中「館長」を「副館長」に改める。

第十条第一項から第三項まで、第十二条及び第十三条中「館長」を「副館長」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「奈良県立美術館長」を「奈良県立美術館副

「氏名

④

「氏名

館長」及び
〔法人の場合には、その所在地及び
名称並びに代表者の氏名。〕
署名の場合は、押印は不要です。〕

〔法人の場合には、その所在
名称並びに代表者の氏名

地及び
に改める。〕

第四号様式中「奈良県立美術館長」を「奈良県立美術館副館長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。